

# ボーリング調査は違法

## 上関・祝島島民の会が中電回答に反論

### 損失補償欠いた調査

### 和解条項の遵守義務なし

山口県上関町で上関原発建設にともなう海上ボーリング調査を計画している中国電力は二月四日、上関原発を建てさせない祝島島民の会(清水敏保代表)あてに同会の一月一日付文書に対する回答書を送付してきた。これに対し祝島島民の会は二月三〇日に中電の主張に対する反論と質問書を送付した。要旨を紹介する。

### 二〇〇〇年補償契約は失効

中電側の二月四日付回答は、①中電がおこなう海上ボーリング調査に対し妨害する一切の行為をしてはならないとする、二〇一四年六月の裁判での和解条項の遵守を求める、②本年六月の海上ボーリング調査は二〇〇〇年の漁業補償契約にもとづくものだ、③一般海域占用許可の利害関係人については、山口県の定める条例に従ったままで、としている。

これに対し祝島島民の会は以下のように反論するとともに新たに質問している。

### 第一に中電の海上ボ

ーリング調査は違法な調査であり、祝島漁民は和解条項に反してはおらず、不作為義務を負うはずがないとしている。海上ボーリング調査が違法な調査である点については以下のようになっている。

開発等にともなう損失補償基準細則」にもとづいて算定され、漁業権等の消滅補償額、制限補償額はそれぞれ次のように算定される。消滅補償額は、豊凶の著しい年を除いた評価時前三方年ないし五方年の平均魚種別漁獲量に魚価を乗じて得た平均年間漁業粗収入から平均年間漁業経営費を控除して得た額。制限補償は、一定の調査期間中に漁業権の行使ができなくなり、調査後には海面が原状に回復することから制限補償が必要になる。



操業中の祝島漁民に調査を依頼する中電(6月29日)

中電は二〇〇〇年の補償契約において、漁業者が調査実施に同意し、調査による漁業損失を受忍することを約定したとしている。また、広島高裁の二〇〇七年六月一五日の判決で二〇〇〇年の補償契約の有効性が確定したと主張している。

「広島高裁判決で二〇〇〇年補償契約の有効性が確定したこと」も二〇一九〜二〇二一年のボーリング調査にはなんの関係もない。

さらに債権の消滅時効は二〇〇〇年であり、二〇〇〇年補償契約にもとづく中電の債権はすでに消滅している。

また、二〇一四年六月一日付和解における和解条項にもとづく不作為義務も違法なボーリング調査に対して祝島漁民が負うはずはない。

以上反論したうえで、以下の質問をしている。

①二〇一九〜二〇二一年ボーリング調査は二〇〇〇年補償契約に含まれていたのか。「含まれていた」のであればその証拠を示し、「含まれていなかった」のであれば二〇一九〜二〇二一年のボーリング調査が損失補償を欠いたまま実施されようとした違法行為を深く認めること。

さらに「一般海域占用許可の利害関係人」について以下のように反論している。

中電側は「山口県条例等に從つたままで、中国電力が判断したわけではない」と主張している。だが、ボーリング調査の事業者は中電であり、事業を適法に実施することに責任を負うのは一義的

には中電だ。事業を適法に実施するうえで、「事業者と公の關係」と「事業者と民の關係」を両方ともクリアしなければならぬが、行政庁は「事業者と公の關係」にかかわるにすぎず、「事業者と民の關係」をクリアする責任は事業者にある。

たとえば、埋立事業の場合、「事業者と公の關係」は「埋立免許」、「事業者と民の關係」は「損失補償」だが、公有水面埋立法は「水面権者の埋立同意を得た事業者」に埋立免許を与えること、また、「水面権者に損失補償した事業者」に工事着工を認めることを規定しており、水面権者の埋立同意を得たり、水面権者に補償したりする責任は事業者にある。

一般海域の利用の場合も、一般海域占用許可を受けようとする者は、「利害關係人がある場合」にあつては、その同意

書」を添えて知事に許可申請書を提出しなければならぬ。「利害關係人が誰か」は知事の判断を待つことなく、申請書提出のさいに、申請者である事業者が判断しなければならぬ。「利害關係人が誰か」を判断する責任は事業者にあるのである。事業者が「県条例等に從つた」といって済むことではない。

としたうえで以下の点を質問している。

①県漁協が受けている

山口共第93号の免許の内容は、ボーリング調査によつて変更を受けるのか否か。②免許内容が変更を受けないとすれば、県漁協はボーリング調査によつていかなる損失を受けるのか。③県漁協が損失を受けないとすればなぜ県漁協が「利害關係人」にあたるのか。「利害關係人」にあたるのは、実際に第93号共同漁業を営んでおり、ボーリング調査にもなつて損失を受ける関係地区組

合員（四代支店の組合員）ではないのか。④自由漁業に関してボーリング調査で損失を受ける祝島漁民もまた利害關係人にあたるのではないか。⑤略。⑥山口県は一般海域占用許可を出すにあたり「利害關係人」を県漁協に限定する理由を「共同漁業権が排他独占的権利だから」と説明しているが、中電も同じ考えにもとづいて申請したのか。⑧水産庁は、共同漁業権の排他性は「同種

の共同漁業権」にのみ及ぶとの見解であるが、中電は共同漁業権の排他性は「同種の共同漁業権以外の権利」全般に及ぶと考えているのか。とすれば、共同漁業権の漁場区域内に定置漁業権や区画漁業権が併存しうること、実際に併存している事実をいかに説明するか。

祝島島民の会は中電の海上ボーリング調査が違法なものであることを広く世論に訴えている。